

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和８年９月４日

下関市長 前田 晋太郎

１．件名

市有財産売払【下関市豊前田町三丁目１０番１ 外２筆】（建設部住宅政策課）

２．売払物件：土地

物件 番号	所 在 地	地 目	登記簿地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	都市計画上 の制限等	最低入札価格 (円)
１	豊前田町三丁目 １０番１	宅地	1,769.95	1,769.95	・下関都市計画区域 ・商業地域 ・海峡あいランド２１ 地区（Ａ地区） ・防災地域	71,630,000
	豊前田町三丁目 １０番１８	雑種地	4.58	4.58		
	豊前田町三丁目 １０番１９	雑種地	50	50.09		

３．競争参加者に必要な資格

地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者、及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)に該当しない者であること。

４．入札心得書及び契約条項を示す場所及び入札場所

（１）入札心得書及び契約条項を示す場所

下関市南部町１番１号 下関市役所本庁舎東棟２階 住宅政策課

（２）入札場所

下関市南部町１番１号 下関市役所本庁舎西棟５階 ５０６・５０７会議室

５．入札及び開札の日時

（１）入札 令和８年９月２４日（木）午後２時から（受付：午後１時から）

※郵便による入札は不可

（２）開札 入札締切後直ちに開札

６．入札の無効

（１）入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（２）次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札又は誤字、脱字等があることにより意思表示が不明瞭である入札
- エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- オ 単価を記入した入札（総額を併記した入札を含む）
- カ 同一人が同一物件に対して2通以上した入札
- キ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 入札保証金が所定の額に達しない者のした入札
- ケ 入札金額が予定価格（最低入札価格）に達しない入札
- コ 入札金額を訂正した入札

7. 入札保証金

各自入札金額の100分の5（円位未満切上げ）以上に相当する金額を現金により受付時に納入すること。この入札保証金を還付する場合には利息を付さない。

8. 契約不履行

落札者が落札決定の日から5日（土日祝日を除く）以内に契約を締結しない場合には、第7項の入札保証金は市に帰属する。

9. 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は契約締結と同時又は契約締結後20日以内に支払うこととする。なお、売買契約締結の日から起算して20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日を納付期限とする。

10. 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月11日（金）午後2時から
- (2) 場所 物件の所在地

11. その他

- (1) 本物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しないこと。
- (2) 本物件に建設された区分所有建物（以下「下関第一ビル」といいます。）の区分所有者等に対して請求する土地貸付料については、市有財産売買契約の締結の日時点の市と区分所有者等との土地賃貸借契約に定める令和8年度の金額を5年間据え置くこと。ただし、土地貸付料の変更について、各賃借人の同意が得られたときは、この限りでない。
- (3) 下関第一ビルの管理に当たり、週1回以上の共用部の清掃並びに年1回以上の貯水槽の清掃、水道検査及び消火器点検を、落札者の負担により実施すること。ただし、実施内容及び頻度の変更について、下関第一ビルの区分所有者全員の同

意が得られたときは、この限りはない。

- (4) 下関第一ビルの区分所有者に対して請求する管理費は、市有財産売買契約の締結の日から5年間、1室あたり月額500円とすること。ただし、管理費の変更について、区分所有者全員の同意が得られたときは、この限りでない。
- (5) 上記(1)～(4)に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければならない。
- (6) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。

以 上 公 告 す る。